

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

令和 8 年 6 月
消費者庁消費者安全課

1. 趣旨及び概要

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 項の規定に基づき、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得たときには、当該事故の概要等を内閣総理大臣に通知することとされている。

法第 12 条第 2 項の通知に際しては、同条第 4 項及び消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号。以下「施行規則」という。）第 9 条第 8 項に基づき、全国消費生活情報ネットワークシステム（以下「PIO-NET」という。）及び事故情報データベースシステム（以下「事故 DB」という。）への情報の入力により、当該通知をしたものとみなすこととされている。

また、事故 DB の管理運営については、施行規則第 9 条第 8 項の規定により、消費者庁及び国民生活センターが共同で行うことが定められている。

事故 DB は、行政機関、地方公共団体その他の関係機関が保有している消費生活において生じた事故に関する情報を蓄積、活用するシステムとして、消費者庁及び国民生活センターが共同で管理運営しているところ、より効率的な管理運営を図るために、令和 8 年 9 月からの次期事故 DB に係る構築は消費者庁単独で行い、以降の管理運営主体も消費者庁のみとすることとした。

上記の点を踏まえ、施行規則第 9 条第 8 項中「消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営するもの」を「消費者庁が管理運営するもの」に改正することとする。

2. 施行期日

令和 8 年 9 月●日（次期事故 DB の運用開始予定日）

以上

<参考条文>

○ 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

（消費者事故等の発生に関する情報の通知）

第十二条 （略）

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 （略）

4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、全国消費生活情報ネットワークシステム（行政機関の長、地方公共団体の機関、国民生活センターその他内閣府令で定める者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、消費生活に関する情報を蓄積し、及び利用するために、内閣府令で定めるところにより国民生活センターが設置し、及び管理するものをいう。）への入力その他内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

5 （略）

○ 消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）（抄）

（情報の通知）

第九条 （略）

2～7 （略）

8 法第十二条第二項の場合における同条第四項の内閣府令で定める措置は、同項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステム又は事故情報データベース（消費者の生命又は身体に生ずる被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁、関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センター、消費者その他の関係者が、オンライン処理の方法により、消費生活において生じた事故等（消費者の生命又は身体に被害を生じさせる事故又は当該事故が発生す

るおそれのある事態に限る。) に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営するものをいう。) への情報の入力とする。